

## 生活支援体制整備事業に係る消費税取扱いの誤りについて

2024年3月27日  
 郡山市保健福祉部  
 地域包括ケア推進課  
 課長 青柳 光信  
 TEL：924-3568

介護保険法に基づく地域支援事業である「生活支援体制整備事業」の業務委託において、消費税法第6条の規定に基づき非課税とすべきところ、誤って消費税を含めた金額で事業者と契約を締結し、本市が消費税分を過払いしていたことが判明いたしました。

## 1 経緯

- ・2015（H27）年4月 介護保険法改正により地域支援事業に「生活支援体制整備事業」が追加
- ・2017（H29）年4月 本市において本事業を業務委託により開始（受託者：1事業者）
- ・2024（R6）年2月 消費税の取扱いについて各事業内容を確認していたところ、課税誤りの疑義がある契約（本事業）を発見
- ・2024（R6）年3月 税務署等関係各所への相談を踏まえ、課税誤りであることを確認し、受託事業者と協議の上、過払い分の返納手続きを開始

## 2 過払い金額（消費税分）

2017（H29）～2023（R5）年度分（7か年度） 25,449,500円

## 3 課税誤りの原因

事業開始にあたり、国の非課税告示について確認が不足していた。

## 4 対応

本市が受託事業者（1事業者）へ過払いしていた25,449,500円（消費税分）については、当該事業者と協議の上、速やかに返納の手続きを進めます。

**【生活支援体制整備事業】**

介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく事業。高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加を受け、町内会、民生委員等地域の団体同士の話し合いの場である「協議体」が「生活支援コーディネーター」の支援を受けながら、互助の取り組みにより多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に図っていく事業。